不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 家畜保健衛生所 | 職場での勤務と合わせて在宅勤務を実施する場合、職場での勤務時間と在宅勤務の実施時間をあわせて、実施日に割振られた勤務時間を確保しなければならず、移動時間は勤務時間に含まれないが、移動時間を勤務時間に含めていた。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 職員 | 在宅勤務を実施した日 | 移動時間 | | Ａ | 令和５年３月20日 | 午後１時58分から午後３時52分まで | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【令和５年12月１日付け改正前の大阪府在宅勤務試行実施要領】  （実施職員の勤務時間等）  第５条  ３　事務取扱要領「第２ １ (2)」の規定に基づき、職場での勤務と合わせて在宅勤務を実施する場合、職場での勤務時間と在宅勤務の実施時間をあわせて、実施日に割振られた勤務時間を確保しなければならない（移動時間を勤務時間に含まない）。また、職場での勤務における始業時刻又は終業時刻は、正規の勤務における始業時刻又は終業時刻と同様とする。 |
| 措置の内容 | | |
| 職場での勤務と合わせて在宅勤務を実施する際の移動時間について、速やかに年次休暇として処理を行った。  今回の指摘事項の原因は、申請者及び承認者が移動時間は勤務時間に含まれないため年次休暇を取得する必要があるという認識に至らなかったことにある。  再発防止策として所属職員に対し、申請及び承認を行う際には、職員の勤務時間と移動時間に関する規則等を確認した上で適正に行うよう周知徹底した。  今後は、法令等に基づいた適正な事務処理に努める。 | | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年10月５日）